

令和2年度
前期選抜募集要項
福島県立小高産業技術高等学校

〒979-2157 福島県南相馬市小高区吉名字玉ノ木平 78 番地
電話 (0244) 44-3141 (代) FAX (0244) 44-6687

本校の特色を踏まえた選抜（以下「特色選抜」という。）と中学校における学習活動の成果を総合的にみる選抜（以下「一般選抜」という。）を実施する。

本校の通学区域は、「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」第1条により県下一円とする。

1 募集定員

大学科	小学科	募集定員	特色選抜 募集定員枠	
工業科	機械科	80名	15%程度	
	電気科	40名	15%程度	
	産業革新科	環境化学コース	20名	15%程度
		電子制御コース	20名	15%程度
商業科	産業革新科	ICTコース	20名	15%程度
		経済・金融コース	20名	15%程度
	流通ビジネス科	40名	15%程度	

2 出願資格

本校に入学を出願することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和2年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という。）
- (2) 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者
 - ① 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
 - ② 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - ③ 文部科学大臣の指定した者
 - ④ 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
 - ⑤ 本校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

3 出願方法

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。
- (2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。

4 併願の取扱い

- (1) 本校に限り、特色選抜と一般選抜のいずれか又は両方に出願することができる。特色選抜と一

一般選抜の両方に出願する場合、一般選抜で出願する学科は、大学科についても小学科（コースも含む。）についても、特色選抜で出願した学科と同じ学科又は異なる学科へ出願することができる。

- (2) 特色選抜の出願は、本校における1学科とし、第二志望は認めない。
- (3) 一般選抜の出願は、大学科（工業科と商業科）間の併願は認めない。ただし、一つの大学科に属する小学科間、小学科とコース又はコース間において第二志望までの併願を認める。

5 出願期間

令和2年2月6日(木)から2月12日(水)までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、返信用封筒（長形3号、宛名明記、簡易書留として404円分の切手を貼付したもの）を同封の上、令和2年2月12日(水)正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

6 出願に必要な書類

(1) 中学校卒業者及び卒業見込の者

- ① 入学願書（様式統一1号の1により、県教育委員会において作成したもの）
- ② 令和2年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。様式共通1号）

ただし、年齢20歳以上の者については、調査書の提出を免除する。

なお、提出期間は令和2年2月18日(火)から2月19日(水)までとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

- ③ 特色選抜志願理由書（様式前期2号により、本校において作成したもの）
ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。
- ④ 受験票用紙（様式統一1号の2により県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、中学校名、志願者氏名を記入したもの）
- ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（様式統一1号の3により県教育委員会において作成したものに、中学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）

(2) 上記(1)以外の者

- ① 入学願書（上記(1)①に同じ）
- ② 特色選抜志願理由書（様式前期2号により、本校において作成したもの）
ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。（上記(1)③に同じ）
- ③ 健康診断書（令和2年1月以降に医師の診断を受けたもの）
ただし、この要項に示した「2 出願資格」の「(2)中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者」の②に相当する者については、健康診断書の提出を免除することができる。
- ④ 履修証明書、学習成績証明書
ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの
- ⑤ 受験票用紙（様式統一1号の2により県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、志願者氏名を記入したもの）
- ⑥ 入学検定料納付済証明書用紙（様式統一1号の3により県教育委員会において作成したものに、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）

(3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、前期選抜志願者名簿（様式共通4号の1）を添付する。

(4) 入学願書には、入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。

ただし、志願者において消印しない。

7 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書（様式統一5号）を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、84円切手を貼付した返信用封筒（長形3号）を同封する。
- (2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書（様式共通3号）を交付する。
- (3) 提出期間は、令和2年2月18日(火)から2月19日(水)までとする。
郵送の場合には、2月19日(水)の消印有効とする。
持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

8 県外からの出願

県外からの志願者は、上記6に示した出願書類のほか、次の書類を提出する。

- (1) 他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類
志願者の在学（出身）中学校長は、当該都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類（様式共通2号）を作成し、当該都道府県の教育委員会教育長の証明を受ける。
- (2) 保護者が本校の通学区域（福島県下一円）に居住することになることを証明する書類
市町村長が発行する「住民票の写し」
ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、本校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。
令和2年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱に示した「東日本大震災により避難している生徒等の入学者選抜の出願に関する弾力的な取扱いについて」に該当する場合は、保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類として「住所等に関する届出書」（様式共通10号）を提出する。

9 願書受付

- (1) 本校において出願書類を受け付けた際には、受験番号を記入した受験票（様式統一1号の2）及び入学検定料納付済証明書（様式統一1号の3）を交付する。
志願者は、交付された入学検定料納付済証明書については、写しをとっておく。
- (2) 本校校長は、志願者の入学願書について精査し、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、入学願書の受付を取り消すことができる。
 - ① 入学願書に記載した事項に虚偽があるとき
 - ② 所定の手続きを経ないで、他通学区域から出願したとき

10 出願先変更

志願者は、令和2年2月13日(木)から2月17日(月)までの期間内で、1回に限り、出願先及び出願した選抜を変更することができる。

受付時間は、出願の場合と同じである。

ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

- (1) 本校内で出願先及び出願した選抜を変更する場合は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に前期・連携型選抜出願先変更願（様式前期3号の1）を添えて、在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
- (2) 本校から他の高等学校へ、又は他の高等学校から本校へ出願先を変更する場合は、次の手続きによる。
 - ① 出願先の変更を希望する者は、前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願（様式前期3号の2）を在学（出身）中学校長を通して先に出願した高等学校長に提出する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、出願先の高等学校長に提出する。
 - ② 前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願を受けた高等学校長は、前期・連携型選抜出願先変更承認書及び前期・連携型選抜出願先変更連絡書（様式前期4号の1及び前期4号の2）を交付する。
 - ③ 出願先の変更を希望する者は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に上記前期・連携型選抜出願先変更承認書及び前期・連携型選抜出願先変更連絡書を添えて、在学（出身）中学校長を通して変更先の高等学校長に提出する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の高等学校長に提出する。
- (3) 出願先変更の際して新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」及び「入学検定料納付済証明書」を貼付する必要はない。
ただし、出願先変更により入学検定料の不足が生ずる場合は、入学願書に不足額の「福島県収入証紙」を貼付する。
- (4) 出願先変更により特色選抜に新たに出願する者は、新たに作成した特色選抜志願理由書を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
- (5) すでに交付を受けた受験票は返還する。

11 出願の取消し

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者が前期選抜の出願を取り消す場合は、出願取消届（様式共通7号）を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。
- (2) 上記(1)以外の者は、出願取消届（様式共通7号）を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。
- (3) 前期選抜の出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。
ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

12 選抜方法

(1) 特色選抜

本校校長は、中学校長から提出された特色選抜志願理由書、調査書の審査結果、学力検査の成績及び特色選抜に係る面接（以下「特色面接」という。）を資料として選抜を行う。選抜に当たっては、本校の特色や学科の特性等に配慮しつつ、志願者の個性や学ぶ意欲を重視し、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定し、合格者を決定する。

志願してほしい生徒像

本校では、これからの産業界で必要とされる確かな知識、技術・技能や豊かな人間性を身に付けた地域社会に貢献できる人材を育成することを目標としており、次のような生徒を求める。

- ・中学校において運動部（特設を含む）に所属し、その活動実績が県大会以上の実績がある

など顕著であり、入学後もこの活動を継続しながら学習との両立を目指し、各学科における知識と技術・技能の習得に意欲的に取り組む意志のある生徒（ただし、大会は中体連主催の大会かそれに準ずる大会に限る）

なお、運動部は野球、ソフトテニス、卓球、バスケットボール、陸上、剣道、バレーボール、サッカー、バドミントンとする。

※「県大会以上の実績があるなど顕著」とであると認められる例

- ・地区の選抜選手に選ばれた場合。
- ・3年間継続して熱心に部活動に取り組み、部長を務めるなど他の模範となる活動があったと中学校長が認めた場合。

学力検査

- ① 志願者全員に学力検査を課す。
- ② 学力検査は、県教育委員会が、同一の問題により県下一斉に実施する。
- ③ 学力検査を実施する教科は次のとおりとし、各教科の満点を50点、合計250点満点とする。また、検査時間はそれぞれ50分とする。

国語 社会 数学 理科 外国語（英語）

なお、外国語（英語）の検査には、「放送によるテスト」を含む。

特色選抜志願理由書

本校・当該学科を志願する動機や理由、高校生活で特に学びたいこと、中学校における部活動の主な実績と高校での目標、将来への抱負等について本人が具体的に記入する。

調査書

「各教科の学習の記録」は135点満点とし、「特別活動等の記録」は85点満点として、合計220点満点とする。

特色面接

- ① 個人面接を実施する。個人面接では、本校で学ぶ意欲や部活動の意欲をみるとともに自身の考えを適切に伝える表現力をみる。
- ② 面接については点数化し、30点満点とする。

選抜資料の満点

全体の満点は、500点とする。

(2) 一般選抜

本校校長は、中学校長から提出された調査書の審査結果及び選抜のための学力検査の成績を資料として、さらに一般選抜に係る面接（以下「一般面接」という。）の結果を併せて資料として、本校の特色や学科の特性等に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。可否の判定に当たっては、学力検査と調査書の成績の比重を同等とする。

なお、特色選抜と一般選抜の両方に出願した志願者が、特色選抜に不合格になった場合は、一般選抜のみの志願者と併せて選抜の対象とする。

学力検査

学力検査については、この要項に示した「12 選抜方法」の「(1) 特色選抜」**学力検査**①～③に定めるところによる。

調査書

「各教科の学習の記録」は195点満点とし、「特別活動等の記録」は55点満点とし、合計250点満点とする。

一般面接

- ① 集団面接を実施する。
- ② 志願者の適性と目的意識を確認するとともに、表現力についてみる。

- ③ 面接については、段階評価する。

13 学力検査及び各種面接の日時及び会場

(1) 学力検査の日時及び会場

- ① 日 時 令和2年3月4日(水)
 ② 日 程 8:10 ~ 8:25 受付
 8:30 ~ 8:45 点呼・諸注意
 9:00 ~ 15:10 学力検査
 15:10 ~ 15:20 諸連絡

9:00	9:50	10:10	11:00	11:20	12:10	13:10	14:00	14:20	15:10
国 語	休	数 学	休	外国語 (英語)	昼 食	理 科	休	社 会	
(50分)	(20分)	(50分)	(20分)	(50分)	(60分)	(50分)	(20分)	(50分)	

- ③ 会 場 福島県立小高産業技術高等学校
 ④ 持ち物 受験票、上ばき、下足入れ、昼食、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、コンパス、定規（ただし、辺の比が入っている三角定規、下敷き、分度器、分度器機能を有する定規は使用できない。）
 ⑤ その他 計算機能や言語表現機能を有するものは持ち込まないこと。
 スマートウォッチや携帯電話等の通信機器は持ち込まないこと。

(2) 一般面接の日時及び会場

- ① 日 時 令和2年3月5日(木)
 ② 日 程 8:30 ~ 8:45 受付
 8:45 ~ 8:50 点呼・諸注意
 9:00 ~ 一般面接
 ③ 会 場 福島県立小高産業技術高等学校
 ④ 持ち物 受験票、上ばき、下足入れ
 ⑤ その他 特色選抜と併願している志願者は、一般面接終了後、控室で待機することになります。昼食を持参して下さい。
 併願していない生徒は、一般面接終了後帰宅となります。

(3) 特色面接の日時及び会場

- ① 日 時 令和2年3月5日(木)
 ② 日 程 12:30 ~ 12:45 受付
 12:45 ~ 12:50 点呼・諸注意
 13:00 ~ 特色面接
 ③ 会 場 福島県立小高産業技術高等学校
 ④ 持ち物 受験票、上ばき、下足入れ
 ⑤ その他 特色面接終了後、帰宅となります。

14 追検査等の実施

追検査等の受験資格がある志願者は、前期選抜実施日に記録的な大雪や大地震等の非常災害による交通遮断等により欠席や大幅な遅刻を余儀なくされた者及びインフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり欠席した者とする。なお、インフルエンザ等学校感染症とは、学校保健安全法施行規則第18条に定められた「学校において予防すべき感染症」を指すものとする。

- (1) 追検査等の日時、日程及び会場は次のとおりとする。

① 日時 令和2年3月11日(水)

② 日程

追検査等については、受験の状況によってA～Cの3パターンがあります。

- A 3月4日の学力検査を欠席し、3月5日の各種面接も欠席した。
- B 3月4日の学力検査を欠席し、3月5日の各種面接は受験した。
- C 3月4日の学力検査は受験し、3月5日の各種面接を欠席した。

	A	B	C
8:10 ~ 8:25	受付	受付	/
8:30 ~ 8:45	点呼・諸注意	点呼・諸注意	
9:00 ~	学力検査	学力検査	
14:30 ~ 14:45			受付
14:50 ~ 15:00	諸連絡	諸連絡	点呼・諸注意
15:10 ~ 17:00	各種面接	/	各種面接

9:00	9:50	10:05	10:55	11:10	12:00	12:50	13:40	13:55	14:45
国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会	
(50分)	(15分)	(50分)	(15分)	(50分)	(50分)	(50分)	(15分)	(50分)	

③ 会場 福島県立小高産業技術高等学校

(2) 追検査等受験の手続き

インフルエンザ等学校感染症に罹患した志願者が、前期選抜実施日に欠席し、志願者本人が追検査等の受験を希望する場合、インフルエンザ等学校感染症罹患患者追検査等受験願(様式共通14号)に医師の診断書を添付し、3月6日午後4時までに本校校長へ提出する。その場合、在学(出身)中学校長は、事前に本校校長に連絡する。

なお、非常災害による交通遮断等により遅刻又は欠席した志願者の追検査等受験の可否については、本校校長と県教育委員会が協議し判断する。

本校校長は追検査等の受験資格を認めた者に対して、追検査等受験許可証(様式共通15号)を交付する。

(3) 定員について

定員枠については、募集定員の外枠とはしない。

(4) その他

学力検査の際、インフルエンザ罹患者や体調不良者の別室受験についてはこれまでどおり認めることとする。また、3月4日の学力検査を1教科でも受験した志願者は、追検査(学力検査)を受験できない。

15 合格者発表

- (1) 令和2年3月16日(月)正午以降に、本校で発表する。
- (2) 本校校長は、合格者に対して、合格通知書(様式共通5号)を交付する。
- (3) 可否に関する電話での照会には一切応じない。
- (4) 本校校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことができる。

16 その他

- (1) 前期選抜で不合格となった者についての取扱い

前期選抜で不合格となった者が、後期選抜に出願するときは、新たに出願書類を提出する。

(2) 入学辞退の手続き

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（様式共通8号）を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

(3) 入学者選抜に関するその他のことは、令和2年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱のとおりとする。